

狛江市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

狛江市教育委員会

目 次

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨・現状 | 2 |
| 2 | 目標 | 3 |
| 3 | 計画の期間 | 4 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 4 |
| 5 | 関連する取組、今後のフォローアップについて | 7 |

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

狛江市教育委員会では「学校の働き方改革プラン*」を策定し、学校の働き方改革の不断の改革を推進しております。

学校では、複雑化・多様化する課題への対応に加え、子どもたちの学習を支えるため、「主体的・対話的で深い学び」の実装や多様な個性や特性のある背景を有する子どもたちの学びを確かなものにする事が求められています。

こうした課題へ向き合うために、教育職員は、専門性や資質・能力を向上させるとともに、学校や地域の一員として、協働や連携を図ることが必要不可欠であり、それを支える仕組みづくりも重要な課題となっています。

本務である日々の学習指導や生活指導に加えて、保護者対応や事務分担など教育職員の仕事は多岐にわたり、長時間労働の改善や負担感の解消、メンタルヘルスをはじめとする健康への配慮など、教育委員会として、教育職員の働き方の実態を把握・分析した上で、教育職員が誇りややりがいを持ち、その専門性を発揮できる職場環境を整えていく責務があります。

狛江市教育委員会では、学校に求められる役割への期待や文部科学省及び東京都教育委員会の動向等を踏まえ、平成30年2月に「学校の働き方改革プラン*」を策定し、令和3年3月、令和6年3月に改定しました。また令和7年3月に策定の「第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)」に示しました、基本方針3「家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備」の施策(3)「学校の力の向上・働き方改革の推進」において、教育職員が心身共に健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていきます。

さらに「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日より完全実施されることを踏まえ、ここに教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定にいたしました。

学校の働き方改革を進めるためには、保護者や地域社会にも理解していただく必要があります。本計画を進めるにあたり、保護者・地域社会の理解を図るため、狛江市教育委員会は、十分な説明をするとともに、併せて地域社会の理解を促すための啓発活動に努めます。

※ 教育職員とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に定義されているとおりであり、狛江市においては、狛江市立小学校及び中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭、講師となります。

* 「学校の働き方改革プラン」(平成30年2月策定 令和3年3月改定 令和6年3月改定)

| |
|--|
| 目的 次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図る。 |
|--|

(2) 本市の現状

- 本市では、令和6年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校の働き方改革プラン」（以下「働き方改革プラン」という）を改定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月 45 時間を上回る割合 | 月 80 時間を上回る割合 |
|-----|--------------|---------------|---------------|
| 小学校 | 月 32 時間 25 分 | 22.2% | 1.0% |
| 中学校 | 月 36 時間 03 分 | 29.4% | 2.2% |

- 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校では 22.2%、中学校では 29.4%であり、解消には至っていません。校務 DX 化を図り、教育職員が効率的な校務処理を実現することにより、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。
- こうしたことを踏まえ、令和7年度は、「学校働き方改革プランのポイント解説資料」を作成し、同プランに基づく取組として、完全閉庁時間を設ける取組などを進めております。
- 令和8年度以降は、上記の実情を踏まえたうえで、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画的に推進します。

2 新たな目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

【令和6年度 75.5%】

* 「学校の働き方改革プラン」（平成30年2月策定 令和3年3月改定 令和6年3月改定）

| | |
|-----------|---|
| 目標 | 令和8年度までに、1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教員をゼロにする。 |
|-----------|---|

- 「学校の働き方改革プラン」（令和6年3月改定）における目標は、「1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教員をゼロにする。」となっております。今後は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」にある「1 箇月時間外在校等時間」が指標となるため、100%の教育職員が 45 時間を超えることがないということで、目標を設定しました。

- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
〈年度における努力目標〉
小学校：令和8年度30時間 令和9年度30時間 令和10年度30時間
中学校：令和8年度35時間 令和9年度35時間 令和10年度30時間
【令和6年度 小学校：32時間25分 中学校：36時間03分】
- (2) ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標
 - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
【令和6年度14.26日】
 - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【令和6年度11.4%】
 - ・ 教育職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて周知・啓発します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、現在徴収システムを運用しており、保護者連絡

ツール導入を合わせて徴収金システムを導入します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 全小中学校において、関係者連絡ツールを活用し、地域コーディネーター等の連絡調整を円滑にすすめます。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 令和11年度中未までに、市長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童・生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 教育委員会の調査の実施内容や実施時期、活用状況等の実施状況を整理し、学校への依頼の統合を検討し、共同事務室と連携してすすめていきます。
- ・ 校務支援システムの保有するデータ等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
- ・ 回答者は事務職員が主導することを原則とします。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・ 学校のウェブサイトの更新については、原則ICT支援員が更新できるようにします。

(ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ ICT支援員の活用促進に向け、ICT支援員の増配を進めます。

(エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールについて、他の公共施設や民間委託も含め、施設・設備の管理に伴う業務を軽減していきます。

(オ) 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・ シルバー人材の活用に加え、校舎・体育館への施錠については、スマートロックを導入します。

(カ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・ 学校の実情に合わせて、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(キ) 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 外部委託事業者やシルバー人材を活用します。

(ク) 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 「部活動の地域展開に関する基本方針」に沿い、部活動指導員の拡充や合同部活動の促進、地域での活動（ゆるサークル）の促進を行います。また、平日の部活動については、活動日・活動時間の適正化を図ります。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

(ア) 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・ 学校の実情に合わせて、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(イ) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 教材作成等の業務を担う外部人材（スクール・サポート・スタッフ）や、副担任相当の業務を担い、担任を補佐する外部人材（エデュケーション・アシスタント）を活用します。
- ・ 統合型校務支援システムやデジタル採点ツール、生成 AI ツール等を導入し、活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(ウ) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 保護者や地域コーディネーター、地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(エ) 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を年3回以上とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。また、学校と家庭をつなぐ支援員を活用するとともに、警察や児童相談所等の関係機関と協力・連携をとり、対応していく。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ 当初の目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ デジタル採点ツールや生成 AI ツールの活用、統合型校務支援システムの導入により、「GIGA スクール構想の基での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検を行い、効

率化の進捗状況を把握します。

- ・ 勤務時間外の留守番電話機能を全校に設置しています。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉、健全な職場環境を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えており、疲労の蓄積が認められる教育職員に対し、産業医等の医師による面接指導を実施します。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進します。
- ・ ハラスメント防止等も含め、心身の健康問題についての相談窓口を市教育委員会教育部内に設置し、東京都の相談窓口等の情報を提供して、相談できるようにします。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を長期休業中を中心に連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 令和9年度までに、学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に合計10日間の一斉閉校期間を設定します。
- ・ 時差勤務やテレワークの実施について、継続できるようにすすめていきます。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から産業医の面接を受けられるようにします。
- 年次有給休暇日数の情報を把握するため、共同事務室が中心となって取得数を把握し、学校管理職が目標達成のための働きかけをできるように提示します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行います。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携して総合教育会議で報告する等、保護者や地域の方々に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

[参考]

学校と教師の業務の3分類

> 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。
 > 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への負担を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より